

令和 8 年 3 月 3 日

第 4 4 1 回 定例 県 議会

追加提案 知事説明要旨

福 井 県

ただいま追加上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

現行の「福井県知事等の退職手当に関する条例」等におきまして、知事など特別職の退職手当の支給制限は、在職中の違法行為により拘禁刑以上の刑に処せられた場合に限られておりますが、前知事への退職手当の支給を巡る県議会議員の皆さまや県民の皆さまからの多くのご批判、ご意見を踏まえ、退職手当制度の見直しについて検討してまいりました。

今般、本条例改正案について、法制的な整理・確認を終えたことから、1日も早い県民の信頼回復につなげるため、本日、追加上程を行ったところです。

特徴としましては、地方公務員法上の懲戒処分の対象とならない特別職であっても、「懲戒免職相当との認定を受けた場合」には退職手当の支給制限処分を可能とするなど、全国で初めての規定を盛り込んだ内容となっております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。